商品概要説明書　西日本シティ銀行

（2026年10月1日現在適用中）

1. 商品名	・退職金・相続金定期預金
2. ご利用いただける方	①退職金お受け取り後2年以内（退職金受取り日の24か月後の最終銀行営業日までお取扱い可能）の個人のお客さま ②金融機関（当行以外の金融機関を含む）での相続手続き完了後2年以内（ご相続資金お受取り日の24か月後の月の最終銀行営業日までお取扱い可能）に相続により取得した資産を原資としてお預入れの個人のお客さま
3. 対象商品	スーパー定期300
4. 期間	2年
5. お預入れ方法 (1)お預入れ方法 (2)お預入れ金額 (3)お預入れ単位	 ・一括してお預入れいただきます。 ・300万円以上、「退職金受取額」または「相続金受取額」の範囲内 ・一口300万円以上、1円単位 ・1,000万円以上のお預入れの場合は、1明細300万円以上1,000万円未満の複数明細になります。
6. 払戻し方法	・満期日以後に利息とともに払戻しいたします。
7. 利息 (1)適用利率 (2)満期時のお取扱い (3)利払い頻度 (4)計算方法	 ・お預入れ時の2年ものスーパー定期300の店頭表示利率に、当行が定める上乗せ利率を加算した利率を約定利率として満期日まで適用いたします。 ・なお、金利の上乗せは初回満期日までとし、自動継続後の適用利率は、自動継続日の同一預入期間のスーパー定期300の店頭表示利率となります。 ・中間利払い日（預入日から満期日の1年前の応当日までの間に到来するお預け入れ日の1年ごとの応当日）以降および満期日以降に分割して支払います。 ・なお、中間利払い日に支払う利息は、お預け入れ日または前回の中間利払い日からその中間利払い日の前日までの日数および中間利払利率（約定利率×70%、小数点第4位以下は切捨てます）により計算いたします。 ・付利単位を1円とした1年を365日とする日割り計算を行います。
8. 税金	・2013年1月1日から2037年12月31日までにお受取りになる利息については、復興特別所得税が追加課税され、20.315％の源泉分離課税（国税15.315%、地方税5%）となります。 ・マル優ご利用の場合は非課税です。
9. 手数料	－－－－－－－－－－－
10. 付加できる特約事項	・マル優のお取扱いができます。ただし、預入条件を満たす場合に限ります。 ・自動継続扱いのものは総合口座の担保とすることができます。 貸越限度額　他の定期預金担保分を合算した金額の90% （最高500万円まで） 貸越利率　担保定期預金の約定利率＋0.5%
11. 期日前解約時のお取扱い	・満期日前に解約する場合には、以下の中途解約利率（小数点第4位以下は切捨てます）によって計算した利息とともに払戻しいたします。 ① 6か月未満　解約日における普通預金の利率 ② 6か月以上1年未満　約定利率×50% ③ 1年以上2年未満　約定利率×70%
12. 金利情報の入手方法	・当行インターネット上のホームページをご覧いただくか、または店頭にお問い合わせください。
13. その他	・この預金の満期後に、再度本預金にお預入れいただくことはできません。 ・この預金をお預け入れ日から6か月以上経過した後に中途解約された場合、再度本預金にお預け入れいただくことはできません。 ・期日後利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算いたします。 ・この預金は預金保険の対象商品になっています。同制度の範囲内で保護されます。 ・ATM、NCBダイレクト、西日本シティ銀行アプリでのお預け入れはできません。 ・他のキャンペーン等の金利上乗せとの合算はいたしません。 ・金融情勢等により、予告なく取扱い内容等を変更する場合や取扱いを中止する場合があります。 ・退職金の場合、本定期をお申込時に「退職所得の源泉徴収票」「退職支給明細書」「退職金振込通帳」など退職金のお受取日と金額が確認できる書類（原本）のご提示と写しをいただきます。 ・相続金の場合、下記1～3の確認書類のご提示と写しをいただきます。 1.お預入れ原資を相続により引き継いだことが確認できる書類 2.お預入れされる方が相続人または受遺者であることが確認できる書類 3.金融機関での相続手続き完了時期が確認できる書類 ・相続により取得した不動産や株式等の換金代金も対象となります。（別途、確認書類が必要です。）
14.当行が契約している指定紛争解決機関	・一般社団法人全国銀行協会 連絡先　全国銀行協会相談室 電話番号　0570-017109　または　03-5252-3772